

4 世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

平成 10 年 9 月 30 日規則第 100 号
最終改正：令和 6 年 3 月 5 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）の施行について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成 19 年 3 月世田谷区条例第 28 号。以下「区条例」という。）及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）に基づき、区が処理することとされた高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成 15 年東京都条例第 155 号。以下「都条例」という。）に規定する特別特定建築物に係る制限の緩和の認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関する報告)

第 2 条 令第 30 条第 1 項の規定による特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（法第 14 条第 3 項の規定による条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関する報告は、特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書（第 1 号様式）に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に行うものとする。

2 令第 30 条第 2 項の規定による建築物特定事業が実施されるべき特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関する報告は、建築物特定事業が実施されるべき特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書（第 1 号の 2 様式）に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に行うものとする。

(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査)

第 2 条の 2 法第 17 条第 3 項の規定による計画の認定（以下「特定建築物の計画の認定」という。）又は法第 18 条第 1 項の規定による計画の変更の認定（法第 22 条の 2 第 5 項において準用する場合を除く。以下「特定建築物の計画の変更認定」という。）を受けようとする者は、法第 17 条第 4 項（法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申出をする場合で、当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請をする場合に、同法第 6 条の 3 第 1 項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合

するかどうかの確認審査を要するものであるときは、区長が特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第 7 項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 3 条の 7 第 1 項第 1 号口(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定を受けようとする者は、法第 17 条第 4 項の規定による申出に併せて、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等（同法第 6 条第 1 項に規定する建築主事等をいう。以下同じ。）が、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 9 条の 3 の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

(計画の通知)

第 3 条 法第 17 条第 5 項（法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第 2 号様式）に建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）を添えて、建築主事等に行うものとする。

(計画の変更)

第 4 条 特定建築物の計画の変更認定又は法第 22 条の 2 第 5 項において準用する法第 18 条第 1 項に規定する計画の変更の認定（以下「協定建築物の計画の変更認定」という。）を受けようとする者は、変更認定申請書（第 3 号様式）の正本及び副本（法第 18 条第 2 項において準用する法第 17 条第 4 項の規定により適合通知を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請書の正本及び副本並びに建築確認申請書の正本及び副本）に省令第 10 条第 2 項に規定する通知書（以下「認定通知書」という。）並びに当該計画の変更に係る書類及び図面を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請について認定をしたときは、変更認定通知書（第 4 号様式）に変更認定申請書の副本（法第 18 条第 2 項において準用する法第 17 条第 7 項の規定により適合通知を受けて計画の変更認定をした場合にあつては、変更認定申請書の副本及び当該適合通知に係る書類に添えられた建築確認申請書の副本）を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(建築主等の変更)

第5条 特定建築物の計画の認定を受けた計画(特定建築物の計画の変更認定を受けた場合にあつては、その変更後のもの)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)又は法第22条の2第4項の規定による計画の認定(以下「協定建築物の計画の認定」という。)を受けた計画(協定建築物の計画の変更認定があつたときは、その変更後のもの)に係る協定建築物(以下「認定協定建築物」という。)の工事が完了する前に特定建築物の計画の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)又は協定建築物の計画の認定を受けた者(以下「認定協定建築主等」という。)を変更しようとするときは、認定建築主等又は認定協定建築主等は、新たに認定建築主等又は認定協定建築主等になろうとする者と連署して、建築主等の変更届(第5号様式)の正本及び副本に認定通知書(特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画の変更認定を受けた場合にあつては、認定通知書及び変更認定通知書。以下同じ。)を添えて、区長に届け出なければならない。

2 建築主等の変更届の副本及び認定通知書は、変更後の認定建築主等に返還するものとする。

(認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告)

第6条 法第53条第4項の規定による報告又は同条第5項の規定による報告は、認定特定建築物又は認定協定建築物の工事の完了時その他特に区長が必要と認める場合に、認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等又は維持保全に関する報告書(第6号様式)に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に行わなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定を申請した者は、区長が当該特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第7号様式)の正本及び副本により区長に届け出なければならない。

2 区長は、第3条の通知を行った場合において取下げ届の提出があつたときは、取下げ通知書(第8号様式)により建築主事等に通知しなければならない。

3 取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。

(認定特定建築物又は認定協定建築物の建築の取りやめ)

第8条 認定建築主等又は認定協定建築主等は、認定特定建築物又は認定協定建築物の工事を取りやめようとするときは、取りやめ届(第9号様式)の正本及び副本に認定通知書を添えて、区長に届け出なければならない。

2 取りやめ届の副本及び認定通知書は、認定建築主等又は認定協定建築主等に返還するものとする。

(建築基準法の特例の認定)

第9条 法第23条第1項の規定による既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定を受けようとする者は、特例認定申請書(第10号様式)の正本及び副本に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請について認定をしたときは、特例認定通知書(第11号様式)に特例認定申請書の副本を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(制限の緩和の認定)

第10条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき区が処理することとされた都条例第14条又は区条例第17条の規定による高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できること又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないことについての認定を受けようとする者は、認定申請書(第12号様式)の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他必要な資料を添えて、区長に申請しなければならない。

| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
|----------|--|
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員 |
| 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置 |
| 2面以上の立面図 | 縮尺及び開口部の位置 |
| 2面以上の断面図 | 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ |

2 区長は、前項の規定による申請について認定をしたときは、認定通知書(第13号様式)に同項の認定申請書の副本及び添付図書を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(特別特定建築物に係る是正命令)

第11条 法第15条第1項の規定による是正命令は、特別特定建築物に係る是正命令書(第14号様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第86号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第55号)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成16年6月30日規則第58号)

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 20 日規則第 124 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 30 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 71 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 1 号様式、第 1 号の 2 様式、第 3 号様式、第 5 号様式から第 7 号様式まで、第 9 号様式、第 10 号様式及び第 12 号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 5 日規則第 14 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。